

被扶養者の認定申告をするときに必要な添付書類一覧

※必ず、『公立学校共済組合被扶養者認定関係事務必携(事務処理要領)』
に基づき手続きしてください。

新規被扶養者認定申告書（普通認定） 添付書類一覧

被扶養者の収入基準額は年額130万円未満ですが、①②の場合は収入基準額が異なります。

①19歳以上23歳未満の被扶養者（組合員の配偶者を除く。）の場合は、年額150万円未満。

（①の年齢は所得税法の取扱いに合わせて、その年の12月31日時点の年齢で判定します。）

②60歳以上の者又は障害年金の受給を受けている者は、年額180万円未満。

事由	添付書類	提出先
組合員が地方職員共済組合、市町村職員共済組合、国家公務員共済組合、警察共済組合、公立学校共済組合他支部から異動してきたときで、異動前から引き続き被扶養者の認定をするとき（※）	○次の書類のうちいずれか1つ ・マイナポータルにおける「医療保険の資格情報」をプリントアウトしたもの （保存日時が被扶養者申告書の提出日から1か月以内であるものに限る。） ・異動前の資格確認書（写） （転出時点で有効期限を経過していないものに限る。）	所属
	○マイナンバー申告書 （共済様式2－8号）	共済
扶養者が組合員となったとき（組合員資格取得者に被扶養者がいたとき）、新たに認定事由が生じた被扶養者を認定するとき（※）	○マイナンバー申告書 （共済様式2－8号）	共済
	認定事由が離職の場合 ○離職の日が確認できる書類 ※その他の認定事由の場合は、扶養手当認定書類で確認を兼ねる。	所属

(※) 上記に加えて必要	添付書類	提出先
組合員が厚生年金第2号被保険者であり、被扶養者が20歳以上60歳未満の配偶者であるとき	○国民年金第3号被保険者関係届 (共済様式2-6号)	共済
	○配偶者の年金手帳等の基礎年金 番号を確認できる部分(写)	所属
	事実発生日から30日以上経過してから 認定申告をする場合 ○国民年金第3号被保険者該当に 関する証明(共済様式2-5号)	共済

新規被扶養者認定申告書（特別認定） 添付書類一覧

被扶養者の収入基準額は年額130万円未満ですが、①②の場合は収入基準額が異なります。

①19歳以上23歳未満の被扶養者（組合員の配偶者を除く。）の場合は、年額150万円未満。

（①の年齢は所得税法の取扱いに合わせて、その年の12月31日時点の年齢で判定します。）

②60歳以上の者又は障害年金の受給を受けている者は、年額180万円未満。

事由	添付書類	提出先
扶養者が組合員となったとき（組合員資格取得者に被扶養者がいたとき）（※） 新たに認定事由が生じた被扶養者を認定するとき（※）	<input type="checkbox"/> 同一生計構成員調書 （共済様式2－3号）	新潟市教育委員会 又は教育事務所
	<input type="checkbox"/> 認定申告理由書 （共済様式2－2号）	
	<input type="checkbox"/> 認定申告理由書に基づく添付書類一式	
	<input type="checkbox"/> マイナンバー申告書 （共済様式2－8号）	共済
（※）上記に加えて必要	添付書類	提出先
組合員が厚生年金第2号被保険者であり、被扶養者が20歳以上60歳未満の配偶者であるとき	<input type="checkbox"/> 国民年金第3号被保険者関係届 （共済様式2－6号）	新潟市教育委員会 又は教育事務所 経由で共済
	<input type="checkbox"/> 配偶者の年金手帳等の基礎年金番号を確認できる部分（写）	新潟市教育委員会 又は教育事務所
	事実発生日から30日以上経過してから 認定申告をする場合 <input type="checkbox"/> 国民年金第3号被保険者該当に関する証明（共済様式2－5号）	新潟市教育委員会 又は教育事務所 経由で共済